

令和2年度介護助手導入支援事業所募集要項

高知県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）では、高知県からの委託を受け、介護人材の確保と高齢者等の就労先の確保を推進するため、元気な高齢者等に「介護助手」として、介護の周辺業務を担っていただく「介護助手導入支援事業」を実施します。

つきましては、本事業で介護助手を受け入れていただける事業所を次のとおり募集します。

1 事業目的

(1) 介護人材の確保

- ・元気な高齢者等が『介護助手』として、介護の新たな担い手になる。
- ・業務分化が進むことにより、職場の業務改善が図られる。
- ・世代間シェアにより、介護現場の負担軽減、ひいては離職防止を図ることができる。

(2) 高齢者等の就労先の確保

- ・住み慣れた地域で、自分にあった「新たな就労」をすることにより、「生きがいくくり」や「健康づくり」につながる。
- ・働きながら介護を学べ、「介護予防」にもつながる。

2 対象となる条件

- (1) 高知県内の福祉事業所。
- (2) その他介護助手を導入したい事業所

3 事業所の主な業務内容及び予定時期

(1) 介護助手の受入準備（7月～10月ごろ）

介護助手が担う業務の整理や体制整備、内部研修 等

(2) 高齢者等向け事前説明会の開催（11月～12月ごろ）

年2回実施していただきます。

※事前説明会に向けて、県社協が広報活動を行いますので、各施設でもポスティングや職員の口コミ等広報活動へのご協力をお願いします。

(3) 就業体験の実施（11月～1月ごろ）

※イメージと現実とのギャップを解消し定着率を向上させることを目的に実施しますので、求職者が来た場合はその都度体験を行うことをお勧めします。また、その際には求職者と事業所双方に手当をお支払いします。

(4) 就労マッチング及び雇用契約の締結（11月～1月ごろ）

介護助手求職者に対し採用面接の実施及び雇用契約の締結 等

(5) 情報共有会への参加（年2～3回）

各事業所同士が介護助手受入に関する情報共有や連携を目的に実施しますので、必ず参加いただき、業務の切り出しと再編成作業や導入にあたる課題等を共有していただきます。（今年度はオンラインでの開催を予定しています。）

(6) 業務マニュアル及び業務実績報告書の作成（7月～10月、2月ごろ）

4 介護助手について

- ・介護助手は介護の周辺業務を担っていただく方です。介護人材が不足する中で、多様な働き方を実現することで元気な高齢者や子育てと両立したい主婦層、学生などの参入を期待しています。
- ・介護助手の業務は、身体介護以外の周辺業務で業務内容を組み合わせるなど、ご配慮をお願いします。食事介助や入浴介助など専門的な知識が必要とする業務は原則従事させないでください。
- ・労働時間は、原則介護助手が働きやすい日数及び時間にしてください。週2～4日、1日4時間以内が目安となりますが求職者の希望によってはその限りではありません。
- ・雇用に関しては、各施設が直接雇用契約を行い、適正な雇用管理を行ってください。
- ・介護助手は法令上必要な人員配置基準に参入できませんが、求職者と協議のもと介護職員へステップアップした場合などに関しては、その限りではありません。

5 参加事業所に対する費用の助成について

- ・導入を進めるにあたり、必要となる経費等は別途「介護助手導入参加事業所に対する助成金交付要綱」に基づき助成しますが、概ね次のとおりです。
 - ①事前説明会の開催経費
 - ②広報チラシの作成
 - ③業務マニュアルの作成経費
 - ④内部研修など専門家の招聘

6 募集期限・申込方法

別紙参加申込書をご記入のうえ、令和2年6月30日（火）17：00までに本センターまでE-Mail (jinzai@pippikochi.or.jp) でご提出ください。

7 申込先・お問い合わせ先

社会福祉法人高知県社会福祉協議会 高知県福祉人材センター（担当：柳井・片岡）
〒780-8567 高知市朝倉戊375-1 ふくし交流プラザ1階
TEL：088-844-3511 FAX:088-821-6765 E-Mail：jinzai@pippikochi.or.jp